社会福祉法人昭和村社会福祉協議会　職員の給与規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会就業規則（以下「就業規則」という。）第２９条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（給与の定義）

第２条　この規程において給与とは、給料及び手当（管理職手当、扶養手当、通勤手当、資格手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当）をいう。

２　給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この規程に定める管理職手当、扶養手当、通勤手当、資格手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当を除いたものとする。

（給与の支払い）

第３条　給与は、現金で支払わなければならない。

２　給与は、前項の規定にかかわらず職員の申し出により口座振込みの方法によって支払うことができる。

（給料表及び適用範囲）

第４条　給料表は別表１のとおりとする。

２　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務内容は、級別職務分類表（別表２）に定めるとおりとする。

３　会長は、すべての職員を前項の基準及び級別資格基準表（別表３）に従い職員の職務の級を決定し、給与を支給しなければならない。

（初任給）

第５条　新たに職員を採用した場合におけるその職員の職務の級及び号俸又は給料月額は、初任給基準表（別表４）に基づきその者の職務の内容、学歴、免許等の資格及び職歴等を勘案し会長が決定するものとする。

２　前項における初任給は１級４３号を超えて決定することは出来ないものとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

（昇　格）

第６条　職員を級別職務分類表の定数の範囲内で昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。）させるときは、その職員が昇格させようとする職務の級に適する者として、その職員の在級年数（職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。）が級別資格基準表に定める必要経験年数（職員の職務の級を決定する場合の資格として必要な経験年数をいう。）に達していなければならない。ただし、その者の勤務成績が特に優秀であるとき、又は人事管理上必要と認められる場合には同表に掲げる必要在級年数未満で昇格させることができる。

２　前項の昇格は、第８条、第９条に規定する昇給と併せて行うことができる。

第７条　職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、現に適用を受けている給料月額の直近上位の給料月額の号俸とする。

（定期昇給）

第８条　職員が現に受けている号俸を受けるに至ったときから１２箇月以上勤務（新たに職員となった者はその勤務期間に応じて）し定期昇給時期に在職するときはその者の勤務成績等により次の各号の範囲内で上位の号俸に昇給させることができる。ただし、５５歳以上（５５歳に達した年度の翌年度）の職員については定期昇給しないものとする。

（１）４５歳未満の職員　３箇月に対し１号俸以内

（２）４５歳以上（４５歳に達した年度の翌年度）５０歳未満の職員　４箇月に対し１号俸以内

（３）５０歳以上の職員（５０歳に達した年度の翌年度）　６箇月に対し１号俸以内

２　職員の給料月額が、その属する職務の級の最高の号俸である場合は、その者が同一の職務の級にある間は昇給しない。但し、２級の最高の号俸を受けている職員でその給料月額を受けるに至ったときから１２箇月間良好な成績で勤務した者については、その最高の号俸の額を超えて昇給させることができる。この場合の昇給後の給料月額は、現に適用を受けている給料月額に１００分の１０１を乗じて得た額（１００円未満切り捨て）とする。

（特別昇給）

第９条　特に勤務成績が優秀であると認められる職員は前条第１項の範囲を超えて昇給させることができる。

（昇給の時期）

第１０条　第８条並びに第９条に規定する昇給の時期は１月１日とする。ただし、育児・介護休業期間中に昇給の時期が到来した者については、復職後に昇給するものとする。

（降格及び降給）

第１１条　職員が就業規則第３４条の規定による処分に該当したとき、職員の勤務成績が特に不良と認められるとき、又は職員自ら要望し会長が認めた場合には降格（現に適用を受けている級を下位の級に変更する）又は降給（現に適用を受けている号俸を下位の号俸に変更する）をすることができる。

２　前項における降格及び降給は併せて行うことができるものとし、降格及び降給後の級号俸は会長が定めるものとする。

（給料の支給方法）

第１２条　給料の計算期間（以下「給料期間」という。）は、月の初日から末日までとし、給料期間につき給料月額の全額を支給する。

２　給料の支給定日は、その月の２０日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年

法律第１７８号以下「祝日法」という。）第３条に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日にあたるときは、その日前に最も近い休日、日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。
３　会長は、災害その他の事由により、必要と認めたときは、前項の支給定日を変更することができる。
４　給料の支給定日後において新たに職員となった者及び給料の支給定日前において退職し、又は死亡した職員には、その際給料を支給する。

第１３条　新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
２　職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
３　職員が死亡したときは、その日まで給料を支給する。
４　第２項又は第３項の規定により、給料を支給する場合において、給料期間の初日から支給するとき以外のとき又は、給料期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。
５　職員が給料期間の中途において、休職若しくは出勤停止にされ、又は休職若しくは出勤停止の終了により勤務に復帰した場合における当該給料期間の給料は、前項の規定に準じて支給する。
６　給料期間の初日から引き続いて休職にされ、無給休暇の許可を受け、又は出勤停止にされている職員が給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給料期間中の給料をその際支給する。

（給料の減額）
第１４条　職員が勤務しないときは、祝日法第３条に規定する休日又は、就業規則第２０条に規定する有給休暇による場合、その他勤務しないことについて会長の承認があった場合を除き、その勤務しない１時間につき第３５条に規定する勤務１時間あたりの給料額を減額した給料を支給する。
２　前項に規定する勤務しなかった時間数は、その給料期間に勤務しなかった全時間数によって計算し、この場合において１時間未満の端数が３０分以上のときは１時間とし、３０分未満のときは切り捨てるものとする。

（給料の返納）
第１５条　職員の給料が給料の支給定日後において退職、休職、減給等により過払いとなった場合は、その過払いとなった分をその際返納させなければならない。

（管理職手当）
第１６条　管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対し次の各号のとおり支給する。
（１）事務局長の職　給料月額の１００分８
（２）事務局次長の職　給料月額の１００分６
（３）係長の職　給料月額の１００分４
２　管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。
３　管理職手当を受ける職員の勤務日数が出張、休暇、欠勤その他の事由により、その月の所定勤務日数

未満の場合には次の各号に掲げる区分に応じて支給をする。
（１）勤務日数が所定勤務日数の５割以上の場合　　１００分の１００
（２）勤務日数が所定勤務日数の５割未満の場合　　１００分の５０
（３）勤務日数が０日の場合　　１００分の０

（扶養手当）
第１７条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
２　前項の扶養親族とは、健康保険法（大正１１年法律第７０号 ）による被扶養者のうち次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。
（１）配偶者
（２）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子
（３）満６０歳以上の同居の父母
３　扶養手当の月額は、前項第１号及び第３号に掲げる扶養親族については、５，０００円、同項第２号に掲げる扶養親族については１０，０００円とする。
４　扶養手当は、給料の支払方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに扶養手当にかかわる事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

第１８条　新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員はその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を会長に届け出なければならない。
（１）新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
（２）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合
２　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった、扶養親族がない職員に前項第１号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてについて同項第２号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の最初であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これらに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
３　扶養手当は、これを受けている職員にさらに第１項第１号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員で同項第２号に掲げる事実が生じた場合、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の最初であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

（届出及び認定）

第１９条　前条第１項に規定する届出は、扶養親族届別記（様式第１号）によるものとする。

２　会長は、職員から前条第１項の届出を受けた場合は、届出書記載の扶養親族が第１７条第２項に定める要件を備えているかどうか確かめて認定しなければならない。

（通勤手当）

第２０条　通勤手当は、通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする職員で、通勤距離が片道２㎞以上の職員に支給する。

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じた額とする。

（１）通勤距離が片道１０㎞未満である職員　　２，０００円

（２）通勤距離が片道１０㎞以上２０㎞未満である職員　６，５００円

（３）通勤距離が片道２０㎞以上である職員　　１１，３００円

３　職員は、通勤のための往路と帰路とを異にしてはならない。

（通勤手当の支給）

第２１条　通勤手当の支給は、給料の支払方法に準じて支給する。

２　通勤手当の支給は、職員が新たに第２０条第１項に規定する職員としての要件を具備するに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の最初であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の最初であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第２３条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届を受理した日の属する月の翌月（その日が月の最初であるときはその日の属する月）から行うものとする。

３　通勤手当は、これを受けている職員にその額に変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の最初であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。

（通勤手当を全額支給できない場合）

第２２条　第２０条第１項の職員の勤務日数が出張、休暇、欠勤その他の事由により、その月の所定勤務日数未満の場合には次の各号に掲げる区分に応じて支給をする。

（１）勤務日数が所定勤務日数の５割以上の場合　　１００分の１００

（２）勤務日数が所定勤務日数の５割未満の場合　　１００分の５０

（３）勤務日数が０日の場合　　１００分の０

（届出及び確認）

第２３条　職員は第２０条第１項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届別記（様式第２号）により、その通勤の実情をすみやかに会長に届け出なければならない。又、同条同項の職員が通勤

経路を変更した場合についても同様とする。

２　会長は、前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第２０条第１項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改正しなければならない。

（事後の確認）

第２４条　会長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第２０条第１項の職員たる要件を具備するかどうか並びに、通勤手当の月額が適当であるかどうかを適時確認するものとする。

（資格手当）

第２５条　職員が次の各号に該当する場合には資格手当を支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける職員には支給をしない。

（　１）介護保険法（平成９年法律第１２３号）に定める介護支援専門員資格を有し当該業務に従事する職員

（　２）社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）に定める社会福祉士又は介護福祉士資格を有し相談援助業務に従事する職員

（　３）社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）に定める介護福祉士資格を有し介護業務に従事する職員

（　４）社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）に定める社会福祉士資格を有し福祉活動専門員業務に従事する職員

（　５）精神保健福祉士法（平成９年法律第１３１号）に定める精神保健福祉士資格を有し相談援助業務に従事する職員

（　６）保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）に定める保健師（看護師、准看護師含む）資格を有し看護業務に従事する職員

（　７）栄養士法（昭和２２年法律第２４５号）に定める管理栄養士資格を有し調理業務に従事する職員

（　８）社会保険労務士法（昭和４３年法律第８９号）に定める社会保険労務士資格を有し人事・労務業務に従事する職員

（　９）理学療法士及び作業療法士法（昭和４０年法律第１３７号）に定める理学療法士又は作業療法士資格を有し当該業務に従事する職員

（１０）言語聴覚士法（平成９年法律第１３２号）に定める言語聴覚士資格を有し当該業務に従事する職員

（１１）道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）に定める自動車２種免許を所持し当該業務に従事する職員

（１２）その他会長が認める資格を有し当該業務に従事する職員

２　資格手当の月額は2,０００円を上限として、前項第１号～第１０号については、2,０００円、第１１号及び第１２号については1,０００円とする。

（資格手当の支給）

第２６条　資格手当の支給は、給料の支払方法に準じて支給する。
２　資格手当の支給は、職員が新たに第２５条第１項に規定する職員としての要件を具備するに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の最初であるときは、その日の属する月）から開始し、資格手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が退職し、又は死亡した日、資格手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の最初であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。
３　資格手当は、これを受けている職員にその額に変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の最初であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。

（特殊勤務手当）
第２７条　特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康な困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事し、給与上特別な考慮が必要と認められる場合に支給する。
２　特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲及び額は会長が別に定める。

（時間外勤務手当）
第２８条　正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき第３５条に規定する勤務１時間あたりの給料額の１００分の１２５（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合、１００分の１５０）を時間外手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務した時間と同じ時間を休暇として与える場合には、その時間に対する割増部分のみを賃金として支給する。

（休日勤務手当）
第２９条　就業規則第１９条に規定する休日（就業規則第１１条の規定により休日を振り替えた場合を除く）において、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第３５条に規定する勤務１時間当たりの給料額の１００分の１３５（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合、１００分の１６０）を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務した時間と同じ時間を休暇として与える場合には、その時間に対する割増部分のみを賃金として支給する。

第３０条　第２８条に規定する時間外勤務の一月の合計が６０時間を超える場合にはその超えた全時間数について１時間当たりの給料額に１００分の２５を加算する。

第３１条　第２８条及び第２９条に規定する時間外勤務手当及び休日勤務手当は管理職手当の給を受ける職員には支給をしない。ただし、その勤務が深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に及ぶ場合はその勤務した全時間数について手当を支給する。

（時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給）

第３２条　時間外勤務手当及び休日勤務手当（以下「時間外勤務手当」という。）は、それぞれ時間外勤務命令簿別記（様式第３号）により、勤務を命ぜられた職員に対し、実際に勤務した時間を基礎として支給する。

２　時間外勤務手当は、給料期間の分を次の給料期間における給料の支給定日に支給する。

３　前項の規定にかかわらず、職員が退職、若しくは死亡した場合には、第１２条第４項に準じて支給する。

（時間外勤務手当の時間の計算）

第３３条　時間外勤務手当の支給基礎となる時間数は、その月の時間数（支給割合ごとに計算された時間数）を合計したものにより計算するものとし、この場合においてその時間数に１時間未満の端数が生じたときは、第１４条第２項の例による。

（端数計算の処理）

第３４条　次条に規定する勤務１時間あたりの給料額並びに第２８条及び第２９条に規定する１時間当たりの給料額の１００分の１２５、１００分の１３５、１００分の１５０及び１００分の１６０の額を算定する場合において、当該額に５０銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数が生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

（勤務１時間当たりの給料額）

第３５条　勤務１時間当たりの給料額は、給料月額に１２を乗じ、その額を年間（４月１日～翌年３月３１日まで）の所定勤務時間数（年間の所定勤務日数に８を乗じ得た数）で除して得た額とする。

（期末手当）

第３６条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、次の表に掲げる基準日の別に応じてそれぞれの支給日欄に掲げる日（以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。

基　準　日	支　給　日
６月１日	６月３０日
１２月１日	１２月１０日

２　前項の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、休職者以外の職員とする。

３　支給日が祝日法第３条に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日に支給するものとする。

４　期末手当の額は、それぞれの基準日現在において職員の受けるべき給料月額及び扶養手当の月額の合計額に６月に支給する場合においては１００分の１２０、１２月に支給する場合においては１００

分の１３５をそれぞれ限度とし乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（１）６箇月　１００分の１００

（２）５箇月以上６個月未満　１００分の８０

（３）３箇月以上５箇月未満　１００分の６０

（４）３箇月未満　１００分の３０

５　前項に規定する在職期間は、職員として在職をした期間（休職期間及び無給休暇期間を除く）とする。

（勤勉手当）

第３７条　勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、次の表に掲げる基準日の別に応じてそれぞれの支給日欄に掲げる日に支給する。

基　準　日	支　給　日
６月１日	６月３０日
１２月１日	１２月１０日

２　前項の規定により勤勉手当を受ける職員については、前条第２項の規定を準用する。

３　勤勉手当の額は、それぞれ基準日現在において受けるべき給料月額に、基準日以前６箇月以内の期間内における職員の勤務期間の区分に応じて、勤勉手当勤務期間率（別表第５）に定める割合及び勤務成績に従って会長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合、勤勉手当の総額は、職員が基準日現在において受けるべき給料月額に１００分の７７．５を乗じて得た額の総額を限度とする。ただし、勤務成績が特に優秀と認められる職員及び法人の財務状況が特に良好と認められる場合はこの限りではない。

４　前項に規定する勤務期間は、職員として在職をした期間（休職期間及び無給休暇期間を除く）とする。

（適用除外）

第３８条　昭和村（これに準ずるものを含む）を退職して、職員となった者の給料は、第４条及び第５条の規定にかかわらず会長が別に定める。

２　嘱託職員、臨時雇用職員及び非常勤雇用職員についは、別に定める就業規則を適用する。

３　昭和村から派遣された職員については、派遣職員の就業規則を適用する。

（その他）

第３９条　この規程及び労働基準法（昭和２２年法律第４９号）に定めるもののほか、職員の給与に関する必要な事項は、会長が決定する。

附　則　この規程は、平成８年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成１４年１０月１日から施行する。
附　則　この規程は、公布の日から施行し、平成１５年４月１日から適用する。
附　則　この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成２０年１月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成２０年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成２２年１月１日から施行する。
附則１　この規程は、平成２４年１月１日から施行する。
　２　次の各号に掲げる内規等は平成２３年１２月３１日をもって廃止する。
　（１）職員の資格手当支給内規（平成１９年４月１日制定）
　（２）職員の初任給・昇給・昇格・職務及び管理職手当の取扱基準（平成２０年１月１日制定）
附　則　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成３１年１月１日から施行する。
附　則　この規程は、公布の日（令和３年３月８日）から施行する。
附　則　この規程は、令和３年９月１日から施行する。
附　則　この規程は、令和５年１１月１日から施行する。
附　則　この規程は、令和６年１１月１日から施行する。
附　則　この規程は、令和８年１月１日から施行する。
附　則　この規程は、令和８年１１月１日から施行する。